

中札内村税条例の一部を改正する条例の改正概要

1 能登半島地震災害による村民税の特例関係

凡例

【第〇条】：中札内村税条例
法：地方税法
法附則：地方税法附則

(1) 令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例

【附則第5条の5関係】

○法規定の新設にあわせて新設

- ・今般の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和6年度分の個人住民税（令和5年分所得）において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例措置を設ける。（現行法では、令和7年度分の個人住民税（令和6年分所得）から雑損控除を行うこととなる。）

※法附則第4条の4

施行日：令和6年4月1日

(2) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例

【附則第6条関係】

○法律改正にあわせて改正

- ・項ズシの反映

※法附則第4条の5

施行日：令和6年4月1日

2 令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の関係

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減額を実施する。具体的には、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行う」とこととされた。

これを踏まえ、個人住民税においては、令和6年度限り（一部令和7年度）の措置として「定額減税」の仕組みを設け、個人住民税所得割額から控除することとされた。

(1) 令和6年度分の個人の村民税の特別税額控除

【附則第7条の5関係】

○法新設にあわせて新設

- ・令和6年度分の個人住民税の特別控除に係る規定の新設

※法附則第5条の8

施行日：令和6年4月1日

第1項 令和6年度の個人の村民税について、定額減税の対象者を「前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者」であることを定め、以下に規定する全ての税額控除が適用された後の村民税の所得割から行う特別税額控除である。

○調整控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額控除、

所得割の調整措置控除、配当控除、住宅ローン控除、寄附金税額控除（申告特例控除分）

第2項 村民税におけるふるさと納税に係る特例控除額の上限額について定額減税前の所得割額の100分の20とするとともに、公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額についても、定額減税前の所得割額の2分の1に相当する額とした。

この所得割額を定額減税後の所得割額とすると、令和7年度分の公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額が例年よりも低くなり、反射的に、令和7年10月以後に徴収される特別徴収税額が増加し、年間の徴収税額が変わらない場合であっても納税義務者に負担感を生じさせてしまう可能性があることから設けられた措置。

（2）令和6年度分の個人の村民税の納税通知書に関する特例

【附則第7条の6関係】

○法新設にあわせて新設

- ・令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設

※法附則第5条の9

施行日：令和6年4月1日

定額減税の対象者に係る令和6年度分の個人住民税の普通徴収の方法について規定。

令和6年度税制改正において、普通徴収の場合は、定額減税を第1期分の納付額から控除し、控除しきれない部分は第2期以降の納付額から順次控除することとされており、これについて詳細に規定したものの。

普通徴収においては納期が5期あるため、税額を5で除した金額に千円未満の端数があるとき又はその税額の全額が千円未満であるときは、その端数又はその全額は全て最初の納期限の分割金額に合算する。

第1項第1号 第1期分で控除しきれる場合～第1期分金額から特別税額控除額を控除した額を第1期分の納期に徴収し、第2期以降の納期では、「分割金額」を徴収する。

第1項第2号 第2期分で控除しきれる場合～第1期分から徴収を行わず、「第1期分金額」と「分割金額」を合算した金額から特別税額控除額を控除した額を第2期分の納期に徴収し、第3期以降の納期では、「分割金額」を徴収する。

第1項第3号 第3期分で控除しきれる場合～第1期分及び第2期分から徴収を行わず、「第1期分金額」と「分割金額」を2乗した金額を合算した金額から特別税額控除額を控除した額を第3期分の納期に徴収し、第4期以降の納期では、「分割金額」を徴収する。

第1項第4項 第4期分で控除しきれる場合～第1期分から第3期分までは徴収を行わず、「第1期分金額」と「分割金額」を3乗した金額を合算した金額から特別税額控除額を控除した額を第4期分の納期に徴収し、第5期の納期では、「分割金額」を徴収する。

第1項第5項 第4期分まで控除しきれない場合～第1期分から第4期分までは徴収を行わず、第5期分の納期で定額減税後の年税額を徴収する。

第2項 給与の支払いを受けなくなった納税義務者については、特別徴収を停止し、徴収しきれない年税額の残額をその後到来する普通徴収の納期に普通徴収の方法により徴収することとされているところ、当該納税義務者については、給与所得に係る特別徴収の特例により、特別税額控除額が年税額に反映されていることから、改めて普通徴収の特例を適用する必要がないため適用除外するもの。

(3) 令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の村民税に関する特例

【附則第7条の7関係】

○法新設にあわせて新設

- ・令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設

※法附則第5条の11

施行日：令和6年4月1日

令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の村民税額について規定。

公的年金等に係る所得に係る特別徴収について、令和6年10月以後最初に支払いを受ける公的年金等につき特別徴収させるべき個人住民税から控除を行い、控除しきれない部分はその後に特別徴収されるべき個人住民税の額から順次控除することとされており、これについて詳細に規定したもの。

第1項 公的年金等に係る所得から特別徴収を開始する年度における徴収方法について規定。年度前半（9/30まで）は普通徴収の方法によって徴収し、年後半（10/1以後）は特別徴収の方法によって徴収する場合。

第1項第1号 第1期分で控除しきれる場合～第1期分金額から特別税額控除額を控除した額を第1期分の納期に徴収し、第2期分は「分割金額」、10月分は「10月分金額」、12月分及び翌年2月分は「分割金額」を徴収する。

第1項第2号 第2期分で控除しきれる場合～第1期分から徴収を行わず、「第1期分金額」と「分割金額」を合算した金額から特別税額控除額を控除した額を第2期分の納期に徴収し、10月分は「10月分金額」、12月分及び翌年2月分は「分割金額」を徴収する。

第1項第3号 10月分で控除しきれる場合～第1期分及び第2期分から徴収を行わず、第1期分金額、分割金額及び10月金額分を合算した金額から特別税額控除額を控除した額を10月に徴収し、12月分及び翌年2月分は「分割金額」を徴収する。

第1項第4号 12月分で控除しきれる場合～第1期分、第2期分及び10月分から徴収を行わず、第1期分金額、10月金額分及び分割金額を2乗した額を合算した金額から特別税額控除額を控除した額を「12月金額分」の納期に徴収し、翌年2月分の納期では、「分割金額」を徴収する。

第1項第5号 12月分まで控除しきれない場合～第1期分、第2期分、10月分、12月分までは徴収を行わず、翌年2月分の納期で定額減税後の年税額を徴収する。

第2項 第1項の適用があるとき、年金受給者の特別徴収に係る金額は、「支払回数特別徴収税額」ではなく、10月、12月及び翌2月に徴収される額となるため、同項に規定している「支払回数割特別徴収税額」の定義を第1項各号の規定により10月、

12月及び翌2月に特別徴収される額に読み替える規定

第3項 公的年金等に係る所得から特別徴収が前年度実施されている年度における徴収方法について規定。1年を通じて特別徴収の方法によって徴収する場合。

第3項第1項 10月分で控除しきれる場合～「10月分特別徴収金額」から特別税額控除額を控除した額を10月に徴収し、12月分及び翌年2月分は「分割特別徴収金額」を徴収する。

第3項第2号 12月分で控除しきれる場合～10月分から徴収を行わず、「10月分特別徴収金額」と「分割特別徴収金額」を合算した金額から特別税額控除額を控除した額を12月に徴収し、翌年2月では、「分割特別徴収金額」を徴収する。

第3項第3号 12月分まで控除しきれない場合～10月分及び12月分までは徴収を行わず、翌年2月に定額減税後の年税額を徴収する。

第4項 第3項の適用があるとき、年金受給者の特別徴収に係る金額は、「支払回数特別徴収税額」の定義を第3項各号の規定により10月、12月及び翌2月に特別徴収される額に読み替える規定

第5項 年度の途中から普通徴収になる場合について、第1項から第4項までに定めた特例的な徴収方法は適用せず、年度途中で徴収方法が変更になった場合の変更後の徴収方法については例年どおりの方法で行う規定

(4) 令和7年度分の個人の村民税の特別税額控除

【附則第7条の8関係】

○法新設にあわせて新設

- ・令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設

※法附則第5条の12

施行日：令和6年4月1日

令和7年度分の個人の村民税における定額減税の対象者を、「国内に居住する控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」を有する「前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者」であること定め、法附則第5条の8で列挙した全ての税額控除が適用された後の所得割から行う特別税額控除である。

○調整控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額控除、所得割の調整措置控除、配当控除、住宅ローン控除、寄附金税額控除（申告特例控除分）

※ 令和5年末時点の「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」の情報は、納税義務者からの申告がない限り補足できないため、令和6年度分の個人住民税において全ての対象者を把握し定額減税を行うことは、実務上困難である。

※ このため、令和6年分の源泉徴収票・給与支払報告書等には当該情報を記載することとし、この情報等を活用することで、「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」に係る個人住民税の減税は、令和7年度分の個人住民税から定額減税を行うこととされた。（確定申告等を提出する者については、当該申告書において把握が可能。）

(5) 肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例

【附則第8条関係】

○条例の条ズレによる改正

○法律改正にあわせて改正

- ・特別税額控除額算定に用いる「所得割の額」について、当該規定の適用後のものとなるよう読替え規定を追加

※法附則第6条

施行日：令和6年4月1日

(6) 上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の課税の特例

【附則第16条の3第3項関係】

○法律改正にあわせて改正

- ・特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、上場株式等の配当所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加

※法附則第33条の2第7項

施行日：令和6年4月1日

(7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る村民税の課税の特例

【附則第16条の4第3項関係】

○法律改正にあわせて改正

- ・特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、土地等の譲渡等に係る事業所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加

※法附則第33条の3第7項

施行日：令和6年4月1日

(8) 長期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例

【附則第17条第3項関係】

○法律改正にあわせて改正

- ・特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、長期譲渡所得分の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加

※法附則第34条第6項

施行日：令和6年4月1日

(9) 短期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例

【附則第18条第5項関係】

○法律改正にあわせて改正

- ・特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、短期譲渡所得分の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加

※法附則第 35 条第 8 項
施行日：令和 6 年 4 月 1 日

(10) 一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例

【附則第 19 条第 2 項関係】

○法律改正にあわせて改正

- ・特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加

※法附則第 35 条の 2 第 8 項
施行日：令和 6 年 4 月 1 日

(11) 先物取引に係る雑所得等に係る個人の村民税の課税の特例

【附則第 20 条第 2 項関係】

○法律改正にあわせて改正

- ・特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、先物取引に係る雑所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加

※法附則第 35 条の 4 第 5 項
施行日：令和 6 年 4 月 1 日

(12) 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例

【附則第 20 条の 2 第 2 項及び第 5 項関係】

○法律改正にあわせて改正

- ・特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、特例適用利子等及び配当等に係る個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加

※外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 8 項及び第 11 項
施行日：令和 6 年 4 月 1 日

(13) 条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例

【附則第 20 条の 3 第 2 項及び第 5 項関係】

○法律改正にあわせて改正

- ・特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、条約適用利子等及び配当等に係る個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加

※租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 11 項及び第 14 項
施行日：令和 6 年 4 月 1 日

3 村民税関係

(1) 村民税の減免

【第51条第2項関係】

○職権による減免を可能とする規定の追加

※法第323条

施行日：令和6年4月1日

(2) 公益法人等に係る村民税の課税の特例

【附則第4条の2関係】

○規定を削除

- ・単に課税標準の計算（みなし課税）を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、削除することとする。

※法附則第3条の2の3

施行日：公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日

4 固定資産税関係

(1) 固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告

【第56条関係】

○法律改正にあわせて改正

- ・私立学校法改正による条ズレの反映

※法第348条

施行日：令和7年4月1日

(2) 固定資産税の減免

【第71条関係】

○職権による減免を可能とする規定の追加

※法第367条

施行日：令和6年4月1日

(3) 法附則第15条の2項第1号で定める割合

【附則第10条の2関係】

○法律改正にあわせて改正

- ・再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備についてわがまち特例の割合を定める規定を新設。

「特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。）」に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合（7分の6）を定めるもの。

※法附則第 15 条

施行日：令和 6 年 4 月 1 日

<p>バイオマス発電ガイドライン（用語の定義から抜粋）</p> <p>バイオマスとは、再生可能な生物由来の有機性資源であり、化石資源を除いたものをいう。バイオマスは以下のとおり分類される。</p> <p>(1)メタン発酵ガス</p> <p>(2)森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）</p> <p>(3)一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）</p> <p>(4)農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料</p> <p>(5)建築資材廃棄物</p> <p>(6)一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス</p>
<p>※(3)の燃料を使用する発電設備の償却資産を購入してから 3 年間、課税標準額を 7 分の 6 にする規定を定めるもの</p>

(4) 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告

【附則第 10 条の 3 第 3 項関係】

○法律改正にあわせて改正

- ・認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定の新設。

○規則改正にあわせて改正

- ・項ズレの反映

○条例の項ズレによる改正

※法附則第 15 条の 7、規則附則第 7 条

施行日：令和 6 年 4 月 1 日

(5) 土地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義

【附則第 11 条関係】

○法律改正にあわせて改正

- ・年度更新

※法附則第 17 条

施行日：令和 6 年 4 月 1 日

(6) 令和 7 年度又は令和 8 年度における土地の価格の特例

【附則第 11 条の 2 関係】

○法律改正にあわせて改正

- ・年度更新

※法附則第 17 条の 2

施行日：令和 6 年 4 月 1 日

(7) 宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の特例

【附則第 12 条関係】

○法律改正にあわせて改正

・年度更新

※法附則第 18 条

施行日：令和 6 年 4 月 1 日

(8) 農地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の特例

【附則第 13 条関係】

○法律改正にあわせて改正

・年度更新

※法附則第 19 条

施行日：令和 6 年 4 月 1 日

5 特別土地保有税関係

(1) 特別土地保有税の減免

【第 139 条の 3 第 2 項関係】

○職権による減免を可能とする規定の追加

※法第 605 条の 2

施行日：令和 6 年 4 月 1 日

(2) 特別土地保有税の課税の特例

【附則第 15 条関係】

○法律改正にあわせて改正

・年度更新

※法附則第 31 条の 3

施行日：令和 6 年 4 月 1 日